静岡市高度利用地区指定指針・静岡市高度利用型地区計画指定指針における 容積率緩和基準等について

【概要】

・公開空地の創出や都市・地域に必要な施設の整備などの公共貢献を伴う都市開発に対して、 一定の容積率の緩和を行う。

【対象地区】

静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域(都市再生特別措置法に規定する都市機能誘導区域)

集約化拠点形成区域:静岡駅周辺地区、清水駅周辺地区、東静岡駅周辺地区、草薙駅周辺地区、 駿河区役所周辺地区、安倍川駅周辺地区

【容積率緩和基準】※容積率の最高限度の上限は、基準容積率の1.5倍とする。

項目	要件	容積率緩和の上限	備考
		(※10%の整数倍)	
	10%減または 20%減	+50%	<u>· 必須要件</u>
建蔽率の最高限度	30%減	+100%	
の低減			
2-1	4m 以上	+50%	・必須要件
壁面の後退	(歩道と一体の場合		・天井高 4m 以上
	等は 2m 以上)		
2-2	敷地面積の 10%以上	+50%	• 天井高 4m 以上
広場等の有効な空			・地下道やペデス
地の確保			トリアンデッキ等
			の通路と接続する
			空地は、天井高
			2.5m 以上の部分を
			含む
3	建築物の延べ面積の	+100%	
住戸の整備	1/4 以上を住宅の用に		
	供する		
4	敷地面積の 50%以上	+50%	
交流機能等を有す	100%未満		
る公共的屋内空間	敷地面積の 100%以上	+100%	
の整備			
5	敷地面積の 50%以上	+50%	④で同一施設に
立地適正化計画の	100%未満		ついて容積率緩和
誘導施設の整備			を受けている場合
			は適用不可
	敷地面積の 100%以上	+100%	④で同一施設に
			ついて容積率緩和
			を受けている場合
			は適用不可
6	敷地面積の 15%以上	+(緑化施設面積/敷	・緑化施設面積の
緑化施設の整備		地面積)*100%	算出は市みどり条
		※上限:+50%	例に基づき行う